

風俗営業等事務取扱規程

(最終改正：令和3年4月1日 和歌山県警察本部訓令第13号)

(概要)

この規程は、風俗営業、特定遊興飲食店営業、性風俗関連特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業に関する各種事務の取扱いについて必要な事項を定めたものです。